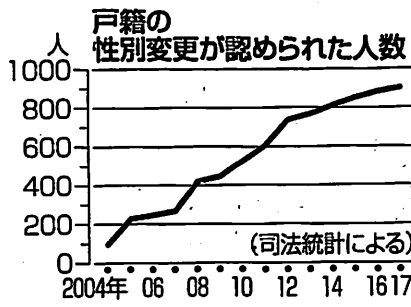


## 「メス入れたくない」手術に抵抗感

戸籍上の性別を変えるには性別適合手術が必要となる性同一性障害特例法の規定を、最高裁は「現時点で合憲」と判断した。心と体の性が一致しない人は少なくないとされるが、体にメ



スを入れる不安や「ありのままの体でいたい」との反対から手術を選択せず、性別を変更しないケースもある。

特例法は2004年に施行された。日本精神神経学会によると、性同一性障害で医療機関を受診した人は15年までに2万2千〜2万9千人とみられるのに対し、全国の家裁裁判所が性別変更を認めたケースは、17年までに計約7800人にとどまっている。

特例法の理念は、希望の相手と結婚できないなど、大きな不利益を受けている

性同一性障害者の救済だが、現実には性別適合手術が心身への大きな負担となっている。

性的多様性の尊重が国際的な潮流となる中、世界保健機関(WHO)は14年、手術要件に反対する声明を発表。欧州人権裁判所も17年に人権上問題があるとの判決を出し、要件としない国が増えている。

早稲田大学法学術院の棚村政行教授(家族法)によると、オランダやドイツ、英国などの欧州諸国や米国の一部の州では、性別変更手術は不要だ。日本では

20歳以上とされている年齢制限を引き下げたり、医師の診断書を不要にしたりする動きもあるという。

GID(性同一性障害)学会理事長の中塚幹也・岡山大学大学院教授は「手術を要件とする日本は国際的に遅れている。今回の最高裁決定は、国会が規定の削除を議論する契機になるだろう」と話している。

5組好 化学生物系志望  
神戸新聞 1月25日分